

参考資料

令和7年度障がい者相談支援従事者研修 受講対象者の考え方

ここでは説明の便宜のため、次の言葉は、それぞれ次に定める意味とします。

ア「初任者研修」とは、「障がい者相談支援従事者初任者研修」をいいます。

イ「サビ管基礎研修」とは、「サービス管理責任者基礎研修」をいいます。

ウ「児発管基礎研修」とは、「児童発達支援管理責任者基礎研修」をいいます。

エ「サビ管実践研修」とは、「サービス管理責任者実践研修」をいいます。

オ「児発管実践研修」とは、「児童発達支援管理責任者実践研修」をいいます。

相談支援専門員

新たに相談支援専門員になることを希望する場合

相談支援専門員の要件から、「初任者研修」の修了者である必要があります。

このため「初任者研修」の講義部分2日間と、演習部分5日間の計7日間すべてを受講してください。

受講申込は、「初任者研修」(1-4・1-5 ページ)の受講申込書で申し込んでください。

【相談支援専門員とは】

障がい者等の生活全般に係る相談、サービス等利用計画の作成に関する業務を担当します。

特にサービス等利用計画書の作成が必要と認められる方に対して、アセスメントの実施、サービス等利用計画案の作成、サービス担当者会議の開催、サービス等利用計画の作成、モニタリング実施、必要に応じサービス等利用計画の変更等を行います。

【相談支援専門員の要件】

1 実務経験3～10年以上ある者

障がい者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野で直接支援業務、相談支援業務、就労支援などの業務を3～10年以上行った経験がある者⇒別添資料(1-6 ページ)のとおり。

なお、令和元年9月10日厚生労働省告示により、相談支援従事者現任研修の受講要件として、受講開始日前5年間に2年以上の相談支援の実務経験（児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援若しくは障害者総合支援法第5条第18項に規定する相談支援の業務）があることが加えられています。初任者研修受講後、5年間の間に2年以上の相談支援の実務経験がなければ、現任研修は受講できないため初任者研修から受け直す必要があります。

サービス管理責任者

サービス管理責任者になることを希望する場合

- (1) 「初任者研修」の講義部分の2日間のみを受講してください（初任者研修の演習部分や現任研修は受講する必要はありません。）。

後日「サビ管基礎研修」に係る実施要領等を発表しますので、別途申込みの上、当該「サビ管基礎研修」の講義及び演習部分2日間を受講してください。

基礎研修修了後、実践研修受講前5年間に通算して2年以上、相談支援業務又は直接支援業務に従事した方は、実践研修を受講することができ、実践研修を修了した方をサービス管理責任者として配置することができます。

- (2) 受講申込は、「初任者研修」（サビ管等基礎研修申込予定者用）（1-7・1-8 ページ）の受講申込書で申し込んでください。

- (3) 過去に「初任者研修」を修了した者又は「初任者研修」の講義部分の受講証明書を有する者については、「初任者研修」の講義部分の2日間は、受講する必要はありません。後日「サビ管基礎研修」についての実施要領等を発表しますので、別途申込みの上、当該「サビ管基礎研修」の講義及び演習部分2日間から受講してください。

【サービス管理責任者とは】

個々の利用者についてアセスメント、個別支援計画の作成、定期的なモニタリング等を行い、一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担うことによって、サービスの質の向上を図る役割を持っています。障がい福祉サービスのうち生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、施設入所支援、共同生活援助、自立生活援助を実施する場合、サービス管理責任者を置く必要があります（居宅介護等在宅サービスについては必要ありません。）。

【サービス管理責任者の要件】（詳細は、別添資料1に記載があります。）

1 実務経験が3～8年以上ある者

障がい者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野で直接支援業務、相談支援業務の業務を3～8年以上行った経験がある者⇒別添資料1のとおり。

2 「サービス管理責任者研修」の修了者（以下の全てを満たす者）

- (1) 基礎研修を修了していること。
- (2) 基礎研修修了以後、実践研修受講前5年間に通算して2年以上、相談支援業務・直接支援業務に従事していること。
- (3) 実践研修を修了していること。

児童発達支援管理責任者

児童発達支援管理責任者になることを希望する場合

(1) 「初任者研修」の講義部分の2日間のみを受講してください（初任者研修の演習部分や現任研修は、受講する必要はありません。）。

後日「児発管基礎研修」に係る実施要領等を発表しますので、別途申込みの上、当該「児発管基礎研修」の講義及び演習部分2日間を受講してください。

基礎研修修了後、実践研修受講前5年間に通算して2年以上、相談支援業務又は直接支援業務に従事した方は、実践研修を受講することができ、実践研修を修了した方をサービス管理責任者として配置することができます。

(2) 受講申込は、「初任者研修」（サビ管等基礎研修申込予定者用）（1-7・1-8 ページ）の受講申込書で申し込んでください。

(3) 過去に「初任者研修」を修了した者又は「初任者研修」の講義部分の受講証明書を有する者については、「初任者研修」の講義部分の2日間は、受講する必要はありません。後日「児発管基礎研修」についての実施要領等を発表しますので、別途申込みの上、当該「児発管基礎研修」の講義及び演習部分2日間から受講してください。

【児童発達支援管理責任者とは】

障害児支援に関する専門的な知識と経験をもって、障害児に対し個別支援計画に基づき計画的かつ効果的な支援を提供する役割を持っています。障害児通所支援（児童発達支援センター（医療型を含む。）、児童発達支援事業、主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合の児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）、障害児入所支援（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）を実施する場合、児童発達支援管理責任者を置く必要があります。

【児童発達支援管理責任者の要件】（詳細は、別添資料1に記載があります。）

1 実務経験が3～8年以上ある者で障害児、児童又は障害者の支援の経験が3年以上ある者

障がい者の保健、医療、福祉（保育所等の児童福祉を含む。）、就労、教育の分野で直接支援業務、相談支援業務の業務を3～8年以上行った経験がある者⇒別添資料1のとおり。

2 「児童発達支援管理責任者研修」の要件（以下の全てを満たす者）

(1) 基礎研修を修了していること。

(2) 基礎研修修了以後、実践研修受講前5年間に通算して2年以上、相談支援業務・直接支援業務に従事していること。

(3) 実践研修を修了していること。